

●香川県告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、公の施設の管理に係る指定管理者の指定を次のとおり取り消した。

平成22年4月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 公の施設の名称 | 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 | 取消年月日 |
|------------------------|--------------------------------------|-----------|
| 香川県立坂出・宇多津圏域健康生きがい中核施設 | 財団法人宇多津町振興財団 綾歌郡宇多津町浜六番丁88番地 | 平成22年4月1日 |
| 香川県立三豊圏域健康生きがい中核施設 | 三豊市 三豊市高瀬町下勝間2373番地 | 平成22年4月1日 |
| 香川県立小豆圏域健康生きがい中核施設 | 財団法人小豆島オーリーブ公園 小豆郡小豆島町西村甲1941番地1 | 平成22年4月1日 |
| 香川県立高松圏域健康生きがい中核施設 | 財団法人三木町健康生きがい財団 木田郡三木町大字氷上2940番地1 | 平成22年4月1日 |